

## 結婚定住奨励事業に関するよくある質問～令和 7 年度～

※質問および回答については、例示となります。

詳しくは要件等をご確認ください。

Q1

婚姻日に夫が 40 歳、妻が 39 歳の場合は受給の対象となりますか？

A1

婚姻日に夫婦いずれかの方が 40 歳未満であるため、受給の対象となります。

Q2

夫婦ともにさぬき市に在住し、婚姻届もさぬき市に提出した場合、受給の対象となりますか？

A2

受給の対象となります。申請は、婚姻日から 1 年経過した日から可能となります。

Q3

令和 6 年 3 月 1 日に市外で婚姻届を提出し、同年 4 月 1 日に夫婦ともにさぬき市に住所を移したのですが、受給の対象となりますか？

A3

婚姻日から起算して 6 か月を経過する日までに夫婦ともにさぬき市内に住所を有しているため、受給の対象となります。

Q4

令和 6 年 4 月 15 日にさぬき市に婚姻届を提出し、同日夫婦ともにさぬき市に住所を移したのですが、いつから申請が可能ですか？

A4

夫婦ともにさぬき市に住所を移してから 1 年経過した令和 7 年 4 月 15 日から申請が可能です。なお、申請期限は令和 7 年 10 月 15 日までとなります。

Q5

夫婦の一方が婚姻日から 8 か月経過してさぬき市に住所を移した場合は、受給の

対象となりますか？

A5

婚姻日から起算して 6 か月を経過する日までに夫婦ともにさぬき市内に住所を有している必要があります。今回の場合、婚姻日から起算して 6 か月を経過してしまっているため、受給の対象となりません。

Q6

令和 5 年 6 月 30 日に婚姻届を提出して、同年 7 月 31 日から夫婦ともにさぬき市に住所を移したのですが、今から申請しても受給の対象となりますか？

A6

婚姻後、1 年以上本市に住所を有するに至った時から 6 か月以内に申請書を提出いただく必要があります。交付の要件は満たしていますが、提出期限(令和 7 年 1 月 31 日)を経過しているため、受給の対象となりません。

Q7

さぬき市定住促進奨励金を受給している場合は、受給の対象となりますか？

A7

さぬき市定住促進奨励金の受給およびさぬき市住宅リフォーム促進支援事業による商品券の受給をしている場合でも、受給の対象となります。